

平取ダム地域文化保全対策検討会設置要領（案）

第1条 設置

平取ダム建設予定地周辺のアイヌの文化的所産に与える影響と、その保全対策について、「アイヌ文化環境保全対策調査委員会」の取りまとめを受けた平取町の報告を尊重し、保全対策の具体化に向けた検討をおこなうため、平取ダム地域文化保全対策検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

第2条 検討事項

保全対策の具体化の検討を行う。

第3条 検討会の構成

検討会の構成委員は、別表1とする。

第4条 座長

- (1) 検討会に座長をおく。
- (2) 座長は、委員が互選する。
- (3) 座長は、検討会の会務を処理する。
- (4) 座長に事故あるときには、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

第5条 委員の委嘱期間

委員の委嘱期間は、平成27年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

第6条 検討会の招集

- (1) 検討会は、座長が招集する。
- (2) 検討会は、委員の2分の1以上が出席した場合に成立する。
- (3) 座長が、検討会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者から意見を聞くことができる。

第7条 事務局

- (1) 検討会の事務局は国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部に置く。
- (2) 事務局は、検討会の運営に必要な事務を処理する。

第8条 公開

- (1) 検討会は、原則として公開によりおこなう。ただし、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第五条の不開示情報に掲げる各号にあたる場合等は、非公開とすることがある。
- (2) 資料等を室蘭開発建設部ホームページにおいて公開する。

第9条 附則

- (1) この要領に定めるものの他、検討会の運営に必要な事項は、検討会において定める。
- (2) この要領の変更については、検討会において行う。
- (3) この要領は平成26年9月25日から施行する。

別表－ 1

平取ダム地域文化保全対策検討会委員名簿

氏 名	所 属
かやのしろう 萱野志朗	平取アイヌ協会副会長
かわかみみつる 川上満	平取町長
かわなのえいこ 川奈野栄子	平取アイヌ協会副会長
きばたさちこ 木幡サチ子	平取アイヌ協会／平取アイヌ文化保存会理事
きむらひでひこ 木村英彦	平取アイヌ協会会長
さくらいみきや 櫻井幹也	平取町議会総務文教常任委員会委員長
すずきしゅうじ 鈴木修二	平取町議会議長
つねもとてるき 常本照樹	北海道大学アイヌ・先住民研究センター長
なべさわたもつ 鍋澤保	平取アイヌ協会副会長
にしじまたつお 西島達夫	平取アイヌ協会副会長
まつもとしゅうじ 松本周次	平取町教育委員会教育長

(五十音順／敬称略)